

平成31年第3回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成31年3月27日(水)午後3時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(19名)

出席農業委員(17名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
14番	矢吹幸彦	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(2名)

9番	緑川喜文	委員	15番	大戸文治	委員
----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
橋本賢一	委員	深谷宏光	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

鈴木茂次委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章
東分室長	近内 友明		

◎開 会

事務局長 皆さん大変お疲れさまでございます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成31年第3回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が8件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が42件、合わせて54件をご審議いただきます。

(午後 3時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

春の農作業で大変お忙しい中をお集まりいただきました。誠にありがとうございます。

過日月曜日に、県の常設審議委員会に出てまいりました。その中で、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案ということでお話を聞いてまいりました。今まで2番に「市町村は」というのがあったんですけども、今度3番目に「農業委員会は農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向」その他もろもろということで、今度は農業委員会の役割が、中間管理事業の改正法の中に正式に入れられるということで、ただいままだ案でございますが、4月中にはということの話でした。

それは、人・農地プランの策定及び実質化に向けた取り組みの基礎となる集落話し合い運動を全農業委員会において実施するとともに、効果的、効率的に進めるためにも関係部局、団体等との連携をより図っていくために改正するというところでございました。

いろいろ難しい、取り組みにくい難しい事業ではありますが、我々もこういう行動を今まで以上に起こしていかなければならないのかなというふうに考えておりますので、皆様のこれからのご協力をお願いしたいと思います。

最後に、この任期で最後の総会でございます。54件ご審議をいただきますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、13番、塩田一也委員、14番、矢吹幸彦委員の兩名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

9番、緑川喜文委員、15番、大戸文治委員、鈴木茂次推進委員の3名でございます。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) 2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成31年3月27日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(竹内副主査) それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその8まで朗読】

以上、その1からその8の案件までにつきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

過日3月17日10時より、譲渡人、譲受人で、生前一括贈与ということで、現地と自宅で聞き取り調査を行いました。申請どおりということで、何ら問題はないと思います。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る22日に、現地にて、私と鈴木委員、譲渡人、譲受人の4名で確認いたしました。申請内容は間違いないということです。譲受人の田んぼが上にあるため、今回の申請になったそうです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る23日、塩田委員と譲渡人に現地に来ていただいて、現地調査を行いました。申請内容を確認しました。譲受人は、ちょっと体調が悪いということで、電話で確認しました。この申請による周辺農地への影響はないと思われれます。皆様の審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久です。

去る21日の日に、北野委員と私と、譲受人に来ていただいて、現地調査いたしました。譲渡人は埼玉在住なので、電話で確認とったところ問題ないということです。現地も問題ないと判断しましたので、皆さんの審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区担当の飛知和です。

去る24日午後、我妻委員と譲渡人、譲受人の4人で現地調査を行いました。譲受人は、今までどおりに田んぼとして耕作するというので、何ら問題ないと思われまますので、皆さんどうぞよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

去る3月24日の13時、午後1時から、星委員とともに譲渡人、譲受人の4名で現地を確認いたしました。今回、譲受人の田んぼが譲渡人の隣にあるということで、大型の機械が入るのに、どうしてもこの申請になったと。大型の機械を使うためには、譲渡人の土地が欲しいということで、今回の申請になりましたという話です。今回の申請による周辺農地への影響もないと思われまますので、皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る24日午後、現地において、譲渡人、譲受人と我妻委員の4名で現地調査を行いました。譲受人の父親が、長い間この田んぼを耕作していたものですから、何ら支障ないものと思われまます。皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

譲渡人、譲受人、と矢吹委員とともに、3月18日月曜日、午前9時、譲受人自宅の隣の許可申請場所にて現地調査をしましたが、特に問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

7ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成31年3月27日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、8ページをごらんください。

【その1朗読】

以上のことから、公共施設至近距離区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂地区担当の斎藤です。

今回の申請について、去る24日に山本委員、矢野委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にも立ち会っていただきまして、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことです。

今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、13ページをござらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

許可申請内容について、3月25日1時に、矢野委員、山本委員と譲渡人、そして譲受人と私5人で、現地で申請内容を確認いたしました。

転用することによる、周辺農地に影響がないと思われまます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、18ページをござらんください。

【その3朗読】

以上のことから、公共施設至近距離区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件に関しましては、去る3月24日午後2時から、星委員とともに譲渡人との3人で現地を確認いたしました。譲受人は、お仕事の都合で出られないということで、電話でこの件は確認しております。

今回の申請による、周辺農地への影響はないものと考えられます。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、23ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件に関しまして、3月24日午後の1時半から、星委員とともに譲渡人との3名で、現地にて申請内容を確認いたしました。申請内容に間違いなことを確認しております。譲受人にはそのときは都合が悪いということで、翌日3月25日、電話にて確認しており、今回の申請内容が間違いなことを確認しました。

今回の農地転用による、周辺農地への影響はないものと思われまますので、皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

28ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成31年3月27日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(渡部副主査) それでは、44ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第1号朗読】

この案件につきましては、去る3月11日に五箇地区担当委員の有賀委員、深谷委員立ち会ひのもとあつせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、8番、鈴木滋夫委員の退席を命じます。

(鈴木滋夫委員 退席)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第41号並びに所有権の移転第1号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第41号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

鈴木滋夫委員の入場を認めます。

(鈴木滋夫委員 入場)

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

総体的に皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、そのほか事務局から連絡、報告事項がございましたらお願いします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

1点目でございますが、先月総会でお願い申し上げておりましたアンケート調査票につきまして、お忙しいところご提出いただきましてありがとうございます。

事務局において、皆様方の活動状況等について回答結果を取りまとめ、県に報告させていただきます。ご協力ありがとうございました。

次に、2点目でございますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員につきましては、2月の選考委員会において候補者が内定し、農業委員候補者は、3月定例会市議会に提案し承認されましたので、同日付で候補者各位には4月1日の辞令交付式、臨時総会の日程について通知をさせていただきましたが、あわせまして推進委員候補者各位にも同様に委嘱状交付式の通知をさせていただいております。

なお、今回の改正に伴いご推薦いただきました町内会等の各団体には、礼状通知をお出ししておりますので、ご報告いたします。

3点目になりますが、今年度の下半期分の委員報酬と農地利用状況調査に係る報酬明細をお手元に配付しております。ご指定の口座へ3月29日に振り込みいたしますので、ご確認よろしく願います。

次に、4点目になります。

平成31年4月1日付の職員の人事異動の内示がございましたので、お知らせ申し上げます。

長谷川章大信分室長が、産業部商工課長として転出されます。後任には、建設部文化財課長の鈴木隆之課長が就任されます。

次に、近内友明東分室長ですが、同じ東庁舎の地域振興課長に転出されます。後任には、保健福祉部健康増進課長の飛知和利彦課長が就任されます。

次に、柴原康大信分室主任主査が、市民生活部環境保全課に転出となります。後任には教育委員会教育総務課より今井学主査が転入となります。

次に、鈴木正文東分室主任主査が、市立図書館へ転出となります。後任には、建設部道路河川課より鈴木祐一主任主査が転入となります。

農業委員会事務局ですが、竹内忍副主査が水道部水道課へ転出となります。後任には、同じ水道部水道課より三浦隆史主事が転入となります。

続きまして、5点目になります。

本日の総会終了後に委員の任期満了に伴う懇親会を、鹿島ガーデンヴィラで開催いたします。バスは市役所南側駐車場を5時15分に出発いたしますので、ご利用されます方は、おくれないうちにご乗車願います。

なお、来賓及び会長、地区代表委員につきましては、勝手ながらお席のほうを決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、6点目になります。

親睦会会計決算報告につきましては、本日の任期満了懇親会の精算後に決算報告書の作成、監査委員の滝田文雄委員、富永進両委員の監査を受け、その後に皆様方全員に決算報告書をお送りしたいと考えております。

なお、4月1日より新たな委員による体制となりますので、親睦会の残金につきましては、現行委員の皆様方に返金し、清算することで進めさせていただきたいと考えております。あわせてご了承のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、次回総会につきましては、4月1日月曜日午後2時より、ここ正庁で新農業委員への辞令交付式と臨時総会、さらに推進委員の委嘱状交付式を行います。定例の総会につきましては、4月26日金曜日、久田野サンフレッシュ白河での開催となりますので、お間違えないようよろしくお願いいたします。

なお、総会終了後には市役所農政課と農林整備課による平成31年度の主要事業の説明会、そして、新委員の歓迎会を開催したいと考えておりますので、後日ご案内申し上げます。

以上でございます。

会 長 皆様方から総体的にご質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の任期最後の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成31年第3回白河市農業委員会総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時50分)
